

様式 2 不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		心身障害者扶養共済制度年金、弔慰金又は脱退一時金の返還
根 拠 条 例 ・ 規 則 名		さいたま市心身障害者扶養共済制度条例
条 項		第 1 9 条
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害福祉課 (電話：048-829-1308)
処 分 基 準	基 準 (未設定の 場合はその 理由)	<p>さいたま市心身障害者扶養共済制度条例第 1 9 条</p> <p>市長は、偽りその他不正の手段により年金等の支給を受けていた者がいるときは、その者に既に支給された年金等の全部又は一部を返還させることができる。</p>
	設 定 等 年 月 日	平成 1 9 年 4 月 1 日 設 定 平 成 年 月 日 最 終 改 正
備 考		